

「第二種衛生管理者」能力向上教育

【 衛生管理者に求められる定期的教育です(労働安全衛生法第 19 条の2) 】

主催：一般社団法人三田労働基準協会（幹事）

労働衛生に係る労働環境の変化により、過重労働による過労死などの脳心臓疾患や、うつ病などの精神障害が発生する件数が増加しており、また、一般定期健康診断において何らかの所見を有する労働者の割合も全体の半数を超えています。過重労働対策やメンタルヘルス対策、メタボリック対策、感染症対策など労働衛生管理は複雑化し、その職務を担う衛生管理者の重要性は一層増ってきています。

労働安全衛生法は第 19 条の2において、衛生管理者について、新たな知識を習得させ能力の向上を図る教育を実施するよう事業者に求めています。

厚生労働省の定めるカリキュラム（平 18.3.31 能力向上教育指針公示第 5 号）に基づき、「第二種衛生管理者(※参照)能力向上教育」を開催いたしますので、該当者の受講についてご案内申し上げます。

- 1 日 時：2024年8月6日（火） 9：00～17：30 （開場・受付開始8：45）
- 2 会 場：一般社団法人三田労働基準協会 1 階研修センター（裏面案内図参照）
港区芝4-4-5 （都営地下鉄三田駅 A9 出口徒歩1分・JR 田町駅西口徒歩8分）
- 3 内 容：公示された全科目及び時間数（講師：労働衛生コンサルタント）
- 4 修了証：全科目を受講された方(遅刻早退不可)に当日研修終了後直ちに修了証を交付します。
- 5 定 員： 30名
- 6 受講料：三田労働基準協会会員 9,900円 協会会員以外 12,100円（消費税・テキスト代込み）
- 7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、shikaku@mita-roukikyo.or.jp

①講習会名

②開催年月日

③事業場の名称及び所在地

④協会会員又は非会員の表記

⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス

⑥電話番号

⑦受講者の氏名、フリガナ、生年月日

⑧衛生管理者免許証の交付年月日、1種又は2種の表記、番号を記載例のように記入してください。記載例 ①第2種衛生管理者能力向上

②2024年8月6日

③(株)〇〇 港区芝〇-〇-〇

〽

7月30日（火）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いいたします。

(2) 受講料を7月30日（火）までに下記口座へお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名 三菱UFJ銀行田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963

・口座名義 一般社団法人三田労働基準協会 ・名義人住所 港区芝 4-4-5

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください

◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください

（例0806 ミタロウドウ・・・等 イッパンシャダンハウジンは不要です）

(3) 7月30日（火）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。

それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

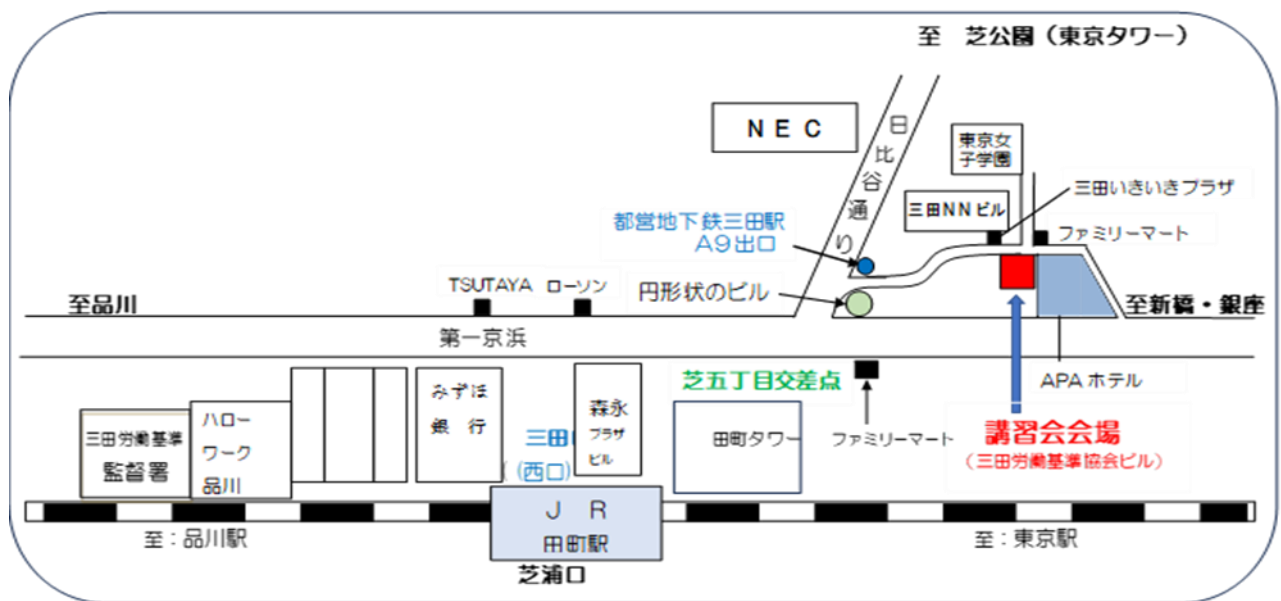
(4) 受講者は、返信メールの写しと修了証受領のための認印をご持参ください。

問合先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷の各労働基準協会)の共同により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

(※) 衛生管理者は、業種により、農林畜水産業・鉱業・建設業・製造業・電気業・ガス業・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業・清掃業の工業的業種は第一種衛生管理者から、それ以外の非工業的業種は第二種衛生管理者若しくは第一種衛生管理者から選任することとされています。

会場案内図



(一社) 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分